

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価番号18「予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する実務 基礎項目評価書」は、本評価書「予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」の特定個人情報保護評価書に統合しました。

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和8年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による予防接種及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の(1)～(4)の事務等で取り扱う。 (1) 予防接種の実施に関する事務 (2) 市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務 (3) 予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務 (4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 (5)新型コロナウイルス等が発生した際の予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	[予防接種法による予防接種の実施に関する事務] ・番号法第9条第1項及び別表14の10の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 [新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務] ・番号法第9条第1項及び別表126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の3 [新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務] ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番号25、27、28、29、153の項 [情報提供の根拠法令] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番号25、26、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8078
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、システムで照会を行う際には4情報又は住所を含めた3情報により行うことを遵守していることから、人為的ミスが生じるリスクへの対策は「十分である」と考える。 ■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じる。 ① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限する。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。 ② 移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態にする。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止する。 ③ テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成する。 ④ 相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。

9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[☐ 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う基幹システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈認証により管理しており、人事移動等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹システム管理者がアクセスできないようにしているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。 ■高島市における措置 ①物理的安全管理措置 ・アクセス可能な職員名簿を年度ごとに作成するとともに、アクセスログを記録するなど適切なアクセス権限の管理 ・日中は職員による監視、勤務時間外は施錠のうえ警備をセットするなど外部進入の防止 ・アクセス可能時間帯の制限 ②技術的安全管理措置 ・宛名システムへのアクセス時におけるID、静脈認証装置による二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはサーバ室に設置しており、サーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームでは庁内に設置のあるマイナンバー利用系端末とは物理的にネットワークを分離し運用するほか、使用可能な職員を限定することでアクセス制御を行っている。 ・中間サーバ・プラットフォームに副本登録データを移動する際は移動することが可能な記録媒体を情報システム部門保管のウイルス対策機能付きの媒体に限定している。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるようアカウントによる制限を行っている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(「デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	表紙、評価書名	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年3月31日	表紙 特記事項	-	評価番号18「予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書」は、本評価書「予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」の特定個人情報保護評価書に統合		
令和7年4月1日	Ⅳ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	2)十分である	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	提供・移転しない	2)十分である	事後	
令和7年4月21日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和7年4月21日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報等を以下の(1)～(4)の事務等で取り扱う。 (1) 予防接種の実施に関する事務 (2) 市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務 (3) 予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務 (4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)に予防接種対象者及び実施した接種等の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種	「予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報等を以下の(1)～(4)の事務等で取り扱う。 (1) 予防接種の実施に関する事務 (2) 市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務 (3) 予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務 (4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・新型コロナウイルス等が発生した際の予防接種の実施に関する事務	事後	
令和7年4月21日	Ⅰ 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項および別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	(予防接種法による予防接種の実施に関する事務) ・番号法第9条第1項及び別表14の10の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める番号法第10条) (新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務) ・番号法第9条第1項及び別表126の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める番号法7条の2) (新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年4月21日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、第8号、別表第二16の2項、16の3項、17項、18項、19項、26の項、56の2項、69の2項、87項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番号25、27、28、29、153の項 (情報提供の根拠法令) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番号25、26、153の項	事後	
令和7年4月21日	Ⅰ 5. 評価実施環境における担当部署 ①部署	健康推進課	健康福祉部 健康推進課	事後	
令和7年4月21日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	-	新様式の変更に伴い記載	事後	
令和7年4月21日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式の変更に伴い記載	事後	
令和7年9月12日	Ⅰ-1③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、宛名システム	事前	
令和7年9月12日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル	予防接種ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル	事前	
令和7年9月12日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機動的なガイドライン」に従い、システムで照会を行う際には、4情報又は住所を含めた3情報により行うことを遵守していることから、人為的ミスが生じるリスクへの対策は「十分である」と考える。	■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下 ①データ抽出・サステータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを廃止し、必要最小限の権限及び期に制限する。 ・作業者は承認された操作が行えないようシステム的に制限する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを閲覧しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、適切な鍵で暗号化する。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で廃棄し、破壊日時・廃棄方法を記録する。 ・システム間でデータの転送により移行作業を行う場合は、専用機による操作を行い、外部からの読み取りを防止する。 ③サステータ ・特定個人情報とマスキング対象項目とを定める匿名加工を施し、必要最小限のサステータのみを生成する。 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。	事前	
令和7年9月12日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	特定個人情報を取扱う基幹システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び特許認証により管理しており、人事移動等により特定個人情報を取り扱うことになった場合には、基幹システム管理者がアクセスできないようしているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	特定個人情報を取扱う基幹システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び特許認証により管理しており、人事移動等により特定個人情報を取り扱うことになった場合には、基幹システム管理者がアクセスできないようしているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。 ■権限における措置 ①物理的・安全管理措置 ・アクセス可能な職員名簿を年度ごとに作成するとともに、アクセスログを記録するなど適切なアクセス権限の管理 ・日常業務による監視、勤務時間外は施錠のうえ管理をセッとするなど外部侵入の防止 ・アクセス可能時間等の制限 ②技術的・安全管理措置 ・健康管理システムへのアクセス時におけるID、特許認証装置による二重認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ③移行作業に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、適切な鍵で暗号化し、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で廃棄し、破壊日時、破壊方法を記録する。	事前	
令和7年9月12日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		■中間サーバープラットフォームにおける措置 ①物理的・安全管理措置 ・中間サーバープラットフォームはサーバ室に設置しており、サーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保持される。 ②技術的・安全管理措置 ・中間サーバープラットフォームでは内部に設置のあるマイナンバー利用基盤とは物理的にネットワークを分離し、連携するほか、使用可能な権限を限定することによってアクセス権限を行っている。 ・中間サーバープラットフォームに「照本登録データ」を移動する際は移動すること可能な記録媒体を格納システム部門保管のウイルス対策実施能力の媒体に搬送している。 ■ガバナンスクラウドにおける措置 ①物理的・安全管理措置 ・ガバナンスクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(GMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしておシステムの利用に際しては、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その調達には認可された者だけがアクセスできるようにアカウントによる制約を行っている。 ②技術的・安全管理措置 ・高度にクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバナンスクラウドの利用について)第1版(第1版)が、以下同様し、又はガバナンスクラウド運用管理規範(利用基準に規定する)ガバナンスクラウド運用管理規範)を	事前	
令和8年4月1日	Ⅱ 1. しきい値判断項目 ① 対象人数	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	
令和8年4月1日	Ⅱ 2. しきい値判断項目 ② 取扱者数	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	